

平成22年11月25日

教育委員会第11回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第 1 1 回定例会記録

開会年月日 平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日 (木曜日)

午後 1 時 3 0 分開会

午後 2 時 5 2 分閉会

開催の場所 第 1 ・第 2 議会委員会室

出席委員 5 名

委員 長 阿 部 盛 男 君

委員 鶴 岡 昭 雄 君
(委員長職務代行者)

委員 佐 藤 公 美 君

委員 津 嶋 ヲ ウ 君

教育 長 綿 引 雄 一 君

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

事務局 長 今 野 慶 正 君

参 事
(施 設 統 合
推 進 担 当)

梶 原 敏 彦 君

教育総務課 長 吉 田 祐 二 君

学 校 教 育 課 長

山 田 元 郎 君

学校管理課 長 菅 原 正 好 君

参 事 兼 長
体 育 振 興 課

佐 藤 久 君

生涯学習課 長 兼
中 央 公 民 館 長 高 橋 忠 之 君

歴 史 文 化 資 料 備 佐
展 示 施 設 整 補
対 策 室 長

岡 道 夫 君

書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐
教 育 総 務 課 査 大 崎 正 吾 君
高 橋 健 之 君

教 育 総 務 課 幹 主

岡 浩 君

付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・教育懇談会の実施結果について

- ・平成22年度教育費に係る12月補正予算要求について
- ・市立高等学校統合事業の実施に伴う整備基本計画の策定について
- ・石巻市総合体育館の指定管理者について
- ・石巻文化センターの指定管理者について
- ・石巻城跡の発掘調査結果について

報告事項

報告第14号 専決処分の報告について

専決第19号 石巻市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び石巻市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

専決第20号 平成22年度石巻市一般会計補正予算(第4号)(教育委員会の事務に係る部分)

報告第15号 専決処分の報告について

専決第21号 教育財産の取得を申し出ることについて

審議事項

第45号議案 石巻市文化財保護補助金交付事業について

その他

平成22年度行政評価報告書について

午後 1時30分開会

委員長（阿部盛男君） ただいまから、平成22年第11回定例の委員会を開会いたします。

会議録署名委員の指名

委員長（阿部盛男君） 初めに、本日の会議録の署名委員の指名を行います。

佐藤委員、よろしくお願いいたします。

教育長報告

委員長（阿部盛男君） 本日の案件ですが、一般事務報告が7件、報告事項が2件で専決件数3件及び審議事項1件、その他となっております。よろしくお願いいたします。

では、初めに教育長のほうからお願いいたします。

教育長（綿引雄一君） それでは、私のほうから2点、報告させていただきます。

1点目につきましては、教職員臨時会議を開催いたしましたので、そのことについてご報告いたします。

最近の教職員の不祥事が多発していることを受けて、県教委からの要請もございましたが、急遽、全教職員に対して服務規律の確保について直接伝わるように指示をいたしました。実施日は、11月17日に遊楽館とビッグバン、18日に遊楽館。計3カ所に分けて行いました。内容については、教育長及び学校教育課長からの指示、指導ということでございます。私からは、初めに、このような全教職員を対象にする臨時会議を開催する趣旨について話しました。すなわち、服務規律について危機感を共有し、不祥事が起きないように強く意識し努力することで、これ以上教育への信頼を失墜させてはならないということであります。

第2に、最近の不祥事の事案、特に逮捕されたという犯罪行為を紹介しました。直近では委員さん方もご存じだと思いますが、小学校長の酒気帯び運転、逮捕、それから小学校教諭の女子高生恐喝、逮捕というふうなことがありました。そういうことをご紹介し、これは全く犯罪行為でありまして、これらの行為に対して憤りを禁じ得ない状況があるということをお話しました。

第3には、襟を正して臨んでほしいということでもあります。不祥事は、ごく一部の者によるものではありませんが、教職員全体の信頼を根底から崩壊させかねないものであること、また、教職員への不信感を膨らませていること。さらに、今、学校では、学力向上とともに子どもた

ちの規範意識や道徳性を高めることが求められているのに、このような犯罪行為を起こすのでは子どもや保護者は反発し、心に届くわけがないことなどを話しました。そして、子どもの前に立つ教職員としての誇りを持って教育に当たってほしい。教育は人なりであります。高い倫理観と使命感を持った人間性豊かな教職員に子どもは感化され、教育されていくのであります。このようなことに思いをいたし、襟を正して子どもの前に立ってほしいと話しました。

結びに、信頼回復に向けてということをお話しました。まず、現在の危機的状況を共有すること。そして、教育公務員には教員であるがゆえに高い倫理観が求められること。また、人間の成長にかかわる者としての使命感と誇りが求められていることをしっかり確認してほしいということをお話しました。私たちは、聖人ではありませんので、だからこそ倫理観や使命感を持ち続ける努力をすることが不祥事を防ぐことにつながりますし、また、お互いが啓発し合ったり、注意し合ったりするという必要であるというようなことを話しまして、それぞれの学校が一体となって信頼確保に努めてほしいと話しました。

学校教育課長からは、服務規律の確保について留意すべきポイント7つをお話してもらいました。信じられないような不祥事が多発しておりますが、子どもたちの心を痛める行為をしないよう、服務規律の確保について啓発を図るとともに警鐘を鳴らしていきたいと考えております。大きな2つ目であります。

11月には各種の教育研究会が開催されましたので、そのことについて報告いたします。

11月5日、石巻市教育研究会の一斉研究会が開催されました。県大会が5校ということで、市教委として局長、それから参事も含めて、いろいろ手分けをしてあいさつに回ってもらいました。この石巻市の一斉研究会のスタイルというのは、授業を中心として研究協議を行うというやり方でありまして、これは伝統でもありますし、授業を中核とするというスタイルは今後も続けてほしいなと思っております。

また、渡波小学校では、11月11日に電子黒板の活用についての授業公開が行われました。100人ほどの教員が来ておりました。最新の情報機器を各担任が使えるようになっておりまして、子どもたちも視覚的に理解できるので効果的な学習が行われているなと感じました。

また、大きな画面に引きつけられ、強い関心を持って学習に臨んでいるようでありました。使ってみればよい効果はありますが、今後の活用とか導入ということについてはまだ課題が残っているかなと思います。この辺については、私よりも学校教育課長とか、あるいは学校管理課長のほうが詳しいので、詳細についてはそちらにお聞きいただきたいと思います。

私からは以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対しまして、ご質問がございましたらどうぞ。
ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（津嶋ユウ君） 今の教育長のお話しを受けて、電子黒板の活用の利点や問題点についてお聞かせ願いたいと思います。

委員長（阿部盛男君） 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長（山田元郎君） それでは渡波小学校の電子黒板についてお話しをしたいと思います。

渡波小学校の電子黒板は、黒板の横にある大きな50インチのモニター付きの電子黒板タイプです。ほかには、黒板に張るプロジェクター方式の電子黒板もございます。それで今回、全クラスに設置し調査研究しているわけですが、やはり先生方が全員、その電子黒板を活用できるようになっていることが、私は大変すばらしいことだと思います。特に、終わってからその電子黒板の使い方をすべての先生方が、グループに分かれて、活用の仕方をそこに参観に来た先生方に説明をしておりました。どういうことがいいかと言うと具体的にはたくさんあるんですけども、日常的にさまざまな場面で使えるということ。ある時にはテレビのようにも使えるし、ある時には黒板の上で書いて、まさに電子黒板というふうに字を書けるようにも使える。英語の授業では画面と触れるとそこでしゃべってくれるというふうなパソコン的な利用もできる。まさに黒板というのが私たちがいろいろな場面で使っているのと同じように、電子黒板というもので授業のさまざまな教科の中で、さまざまな場面で活用しているなというのが今回の調査研究の成果ではないかなと思っています。また、加えて、子どもたちもその電子黒板を使うことに慣れている。ですから、電子黒板で回答をすることができるクラスなども見受けられ、本当に電子黒板が教材の一つとして児童、そして教師ともに学力向上、そしていろいろな面の支えとして活用されているなというふうな印象を受けております。

あえてマイナス面ということでお話しをされたのですがけれども、今回の調査研究の中ではマイナス面はそれほど見つけられませんでした。というのは、やはりプラス面を見つけるための研究ですので、マイナス面と言ったら、もしあるとしたら、お金は結構かかっておりますので予算等の面とか、あと、電子黒板で使う、この指し棒ですかね、ちょっと破損しやすいんですけども、それもお金が結構かかっているんだそうです。ですから、そういうふうなメンテナンス等の面では、あるのかなというふうに感じております。ただ、授業の中で使っている部分には、本当に、これがあつたから邪魔だとか、これがないほうがいいというふうな授業は、今

回の授業に関しては見受けられませんでした。

委員長（阿部盛男君） 学校管理課長、関連してございますか。

学校管理課長（菅原正好君） では、マイナス面の部分について。

学校教育課長からもちよっとお話しが出た、場所の問題もございませう。教室に、例えば今こちらのほうにございますホワイトボードのような、これがそのままテレビになったような形のもので、教室に1つふえることとなります。さらに、こういうものを置きますので、子どもたちがぶつかったりさわったりするときに、危険性がないように、倒れにくいように足場を堅固なものにしてございませう。そういった形で教壇のわきに置いてございませうので、教壇周りが少しスペースが狭くなるというのがマイナス点として、今こちらのほうで把握してございませう。ただ、それも含めまして、実質、各教科の際に活用していただくことでそういった邪魔なものにはならなくて済むことでそういうふうなマイナス点を補う、さらに活用していわゆるプラス面に変えていただくことができるかというふうに考えてございませうので、よろしくご理解いただきますよう願ひいたします。

委員長（阿部盛男君） 関連でちよっとお聞きします。

今、渡波小学校は全教室にそれが設置されてございませう。あれは確か設置する時、文部科学省では、1台70万円するということで670億円かかるということでしたが、政府のほうでもその後進んでいないんですよね、あの電子黒板については、つまり、見直しもかけられてると、本当に必要なのかという。ま、それはそれとして、今後のそういった文部科学省でどういうふうな方向づけるのかははっきりしない点では、今のところ1校だけで石巻市では実施してございませうということですね。

そのほかに。学校管理課長。

学校管理課長（菅原正好君） 文部科学省の補助を受けて電子黒板整備事業という形で、公的に補助を受けて整備してございませう部分については、実際に渡波小学校が代表的なものでございませうが、実質、各学校のほうでは、渡波小学校に限らずそういった需要がございませう。こちらのほうとしてもそういった各学校現場からの需要を受けまして、実際になかなかそういった大きな補助は必ずしもつかないものですが、コンピューターの更新整備のタイミングを活用いたしまして、できるだけ各学校に整備をするように現在努めてございませう。昨年及び今年度等につきましても、各学校のほうで順次コンピューターを整備してございませう。そういうタイミングで整備を、今進めてございませうので、今、数十校の単位では入ってございませう。あと実際に各学校につきましては、こちらからの整備を待ち切れずに、PTA会費とかそういった部分を活用し

て整備しているような学校もあるようでございます。

委員長（阿部盛男君） 学校教育課長にお聞きしますが、操作するに当たって、かなり現場の先生方は使用方法について、教材研究も含めてですが、なかなか難しいところがあるというふうなことをお聞きしていませんか。

学校教育課長（山田元郎君） 技術的な面では、あれを使って何か自作ソフトを作成するということになれば、かなりハードルは高いと思います。ですから、それを使って何か教材で使うためのソフトをつくっていく。パワーポイント等をつくっていくとなると、かなりハードルは高いですが、今、結構無料で使えるものがございますして、それを使って授業に取り込んで、例えば本当に黒板のように使う分には、簡単に使えるようになっていますので、コンピューターが使える方だったら、十分に使えるなというふうに感じております。ですから、現場の先生の中でコンピューターが使えない方も若干おりますので、その方々においては若干負担になるかもしれませんが、多くの先生は、いま、パソコンでほとんど学級便り等をつくっておりますので、それほど負担なく使えるのではないかなと思っております。

委員長（阿部盛男君） 情報技術が日進月歩というか、進んでいっている中で、新たに、例えば新卒の先生が来た、そこでそういうふうな電子黒板がある。即利用可となるのはなかなか難しい。つまり、最近の先生方にとってはいろんなことを学ばなくてはならない。そして電子黒板というふうな新たな技術もまた習得しなければならない。なかなか大変だなというふうに外からは見ておりますけれども、いろんな面で、いい面もあるんでしょうけれども、わかりました。

その他、関連してございませんでしょうか。

委員（鶴岡昭雄君） 最初の、教職員の臨時会議についていいですか。

会議の性質上、こちらからの、多分一方的な説明だとは思いますが、例えば現場の先生方から、何かこうそれについて意見等出なかったのかどうか。それと、例えばこういった不祥事の件では、報道でしか知らないんですけれども、前に県の教育長が、何かこう、1枚の紙、白だと目立たないので色つきの紙で職員室の前に張って、というのを県立高校等に指導をされたようだけれども、それについては、例えば県教委がそういうふうな指導をして、形はするだけだけれども、すべての先生方がそれを是として受けとめているような話を聞いたものですから、その辺についてちょっとお話しをお聞きしたいという部分と、あと、信頼回復というお話しもあったんですけれども、信頼回復については、最近、それも報道等では知らないんですけれども、いじめ問題について、やはり保護者と学校側の意見が全然食い違

って、なかなか難しいような話が出ています。やはり教育委員会と学校との風通しがよくないと、なかなかその辺もうまくいかないと思うんですけれども、石巻市について、学校と教育委員会の風通し等についてどのような形で今進めているのかなというふうな部分を含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（阿部盛男君） それでは、教育長。

教育長（綿引雄一君） 初めに私のほうから、あとは、いじめ等については学校教育課長のほうからというふうに思います。

1つは、臨時会議につきましては、3カ所で行いまして、1カ所は私の書いた原稿を事務局長に代読してもらいまして、私が2カ所ということで。要するに、県費負担教職員の服務監督者というのは、教育委員会、教育長というようになっているわけですけれども、ただそれを、一律の県費負担教職員全員をこちらで掌握することは不可能でありますので、通常は学校長に委任しているところであります。ですから、学校長がきちんとその辺の服務規律の確保についてきちんとやっていただければいいんですが、これだけ多発してしまったということをかんがみて、直接教育長から全教職員に話してみしてほしいということと、また、そうしなければならぬ状況というか、そういうものがあつたものですから、直接、対面して話すということによる効果というものを期待いたしましたので、そこでは質問とか協議とか、そういう場はありません。と言いますのは、もう一つは時間的な制約もございます。私としては、学校の先生方は子どもたちのために仕事をしてほしいと思っていますから、そんなことで全員を集めるということは大変なことなんですけれども、ですから短い時間でやつたと。4時半から4時45分。4時45分が勤務時間の終了でもありますので、それ以上延ばすことができないというふうなことも当然あり、15分の中でということでもありますので、意見とか質問とか、それを受け付ける、それを聞いて答えるという筋のものでもないというようにも判断いたしました。

それから第2点目ですけれども、鶴岡委員がおっしゃられたように、例えば学校全体の目標みたいにならぬ不祥事の問題へ取り組みの姿勢の目標みたいなものを書いて、そこにこう記名するというようなやり方で、それをとっている学校もあります。実は、きょう午前中に行つて来た学校もそれがあつました。しかしそれは、私は、やっぱりこちらから強制するのではなくて、その学校でそういうものをつくらうという声、あるいはつくつたほうがいいというような考えがあつたら、そこでやつてもらふし、やらなくてもいいということであれば、やらなくてもいいのかなと思っていますので、それについてはこちらから一斉にこれこれというようなことはいたしてはおりません。ただ、先ほども申し上げましたように、こういう状況であると、子ども

たちの前に立つ教職員として、高い倫理観、使命感、そういうものを持って子どもたちに恥じないような、そういうふうな態度で臨んでほしいと、そのことについては皆さんにわかっていただきたいという思いで話しましたので、通じていただけたかなと思っております。

委員長（阿部盛男君） それでは後半のいじめ問題について、学校教育課長。

学校教育課長（山田元郎君） それでは、いじめ問題ということで。

教育委員会としては、心の教育の充実の中に、教育委員会として、例えばことしですといじめ防止標語、第2回子どもサミットを議場を使って行ったわけですが、さまざまな面の取り組みをしております。それで進められた学校の中では、やはり毎回、防止標語を校舎のところに張ったところ、そういうふうなものが減ってきているんだという報告を受けています。ですから、今回、いじめ、生徒指導問題対策ということで、心の教育の充実等を進めている中では、このようなものが成果を上げているなというふうに感じております。

先ほど2つ目の中で、保護者と学校との認識の違いという話でしたが、各学校では、本来、いじめ生徒指導問題対策委員会を設置しております、その中にはPTAの方も入っております。中には、教育委員会のほうに、こういうふうな問題だということで直接来た場合においては、学校と連携をとりながらそのようなことがないように取り組んでいるところでございます。直接的に指導主事はその学校に行ってお話を聞いたことなどもございますので、学校と教育委員会、そして保護者の信頼を得ながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

そのほか、関連してございませんでしょうか。

（発言する者なし）

教育懇談会の実施結果について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

教育懇談会の実施結果についてご報告をお願いいたします。これは総務課長ですね。

教育総務課長（吉田祐二君） それでは、教育懇談会の実施結果についてご報告いたします。

昨年度は、石巻市立小・中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針を策定するに当たりまして、同基本方針の内容を説明するとともに、保護者の皆様の意見を反映させることを目的といたしまして市内7カ所で教育懇談会を開催いたしました。

今年度につきましては、児童・生徒数の減少が著しく、保護者の一部から学校統合の話が出ている地域につきまして、教育委員会と保護者との懇談会を行い、学校統合等についての意見交換を行うことを目的として市内2カ所で開催いたしました。

11月11日に河北地区の飯野川第二小学校を対象に開催いたしまして、17名の保護者に参加していただきました。11月15日には、雄勝地区の5つの小・中学校の保護者を対象に開催いたしまして、28名の保護者に参加していただきました。

教育懇談会におきましては、同基本方針の概要説明のほか、教育環境の説明として児童・生徒数の今後の推移、複式学級について説明を行いまして、保護者の皆様から質問やご意見をいただく形で進めさせていただきました。懇談会における主な質疑や要望といたしましては、飯野川第二小学校におきましての主な質疑でございますが、スクールバスの運行基準。それから、学校統合に関するスケジュールや作業内容等、学校統合前の児童の交流事業について。それから、学校廃止後の跡地利活用について。学校統合に関しての教員のかかわりについてというようなお話しがございました。要望といたしましては、複式学級を実施している学校を見学したいというような要望もございました。

雄勝地区での主な質疑でございますが、複式学級の特例について。大須地区において小学校と中学校を併設できないか。同じように、あと、学校統合の作業スケジュールについてと、学校統合前の児童の交流事業について、それから統合後の災害時の対応についてというのが主な質疑でございます。要望といたしましては、子どもたちの交流事業を活発に行って、子どもたちから学校統合して一緒にやりたいという環境をつくってほしいというような要望がございました。また雄勝地区におきまして、各PTA会長から、学校統合に関して各地域での保護者等の状況についてお聞かせいただきましたが、雄勝小・中学校、船越小学校においては、統合に賛成の意見が多くございましたが、大須小・中学校においては反対の意見が多いとこのことであります。

以上が主な質疑や要望になりますが、今回、教育懇談会を実施いたしました2地区につきましては、児童・生徒数の減少が著しい地域でもあり、保護者からも学校統合に前向きな意見が出されておりますが、反対の意見もありますことから、教育委員会と保護者及び地区住民との懇談会を重ねまして、学校統合について理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で一般事務報告を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの教育懇談会の実施結果についてのご説明でした。

ご質問ございましたらどうぞ。ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) 教育総務課長、ちょっとお聞きします。

河北地区では飯野川第二小、それから雄勝地区では船越小のほうです。最初のところで飯野川第二小のところですが、父兄がかなりある程度進んだ形で認識している形で質問があったようにお聞きしたので、感触としては統合に意欲的な感じも受けとめられたのでしょうか。

教育総務課長(吉田祐二君) 昨年の河北地区の懇談会におきましても、飯野川第二小学校関係の父兄の方の出席がございまして、同じように学校統合に関してのお話がございまして、今回それもありまして新たに懇談会を開催したわけですけれども、飯野川第二小学校のほうは、児童数の減少がかなりありまして、来年あたりから複式学級になる見込みがあるということも父兄のほうで認識しており、どちらかというところ統合もやむなしというような意見が大勢であるのかなということございまして、今後、統合に向けての課題について教育委員会と、またさらに保護者の間で進めていければなと考えております。

委員長(阿部盛男君) 船越小はほぼ賛成というふうな形でしょうか。雄勝小に統合ですね。

教育総務課長(吉田祐二君) 余り反対意見というものは聞かれなかったものですから、統合に向けてこれから進めていかなくはいけないというのが父兄の方の認識ではないかなと感じております。

委員長(阿部盛男君) もう一つ、大須地区のほうは、もう、現時点では統合には反対という声が強いですか。

教育総務課長(吉田祐二君) 雄勝地区の場合はここ3年程度、いろいろと地区の懇談会等で、具体的に統合という話もしておりますけれども、雄勝小・中学校に関しては、どちらかというところ本校になるもの、受け入れ側ですので統合に関しては特に問題ありません。船越小学校のほうにつきましては、現在、中学校は雄勝のほうに行っていますので、小学校としましても、どちらかと言えば父兄の方は雄勝小学校に統合というのもやむを得ないのかなということが、父兄の間でも話し合われているようです。ただ、大須の場合につきましては、反対というもとの考えもありますので、父兄の中でそういった話を具体的に進めているというような状況にないものですから、その辺は、今後ちょっと懇談会の中で、お互いに意見交換をしていかなくはいけないのかなと考えております。

委員長(阿部盛男君) 昨年度の教育懇談会、あれで地域の方々は、あるいは統合に向けての動きかなというふうなことを察知したかもしれません。委員会としては、それはそういうこ

とではなくて、ただ適正配置規模というふうなことで、静観しているというか、地域の動きを見ている段階でしたが、向こうからのリアクションというのか、それだけを待ってはなかなか進まないで、結局、子どもたちがマイナス面の影響を受けることが多いんです、極端に少なくなってくると、いろんな点から。だから、ある種のアクションをかけてリアクションを待ってというふうなことを繰り返したほうがいいのか。ただ単に待っている。ただ、そこでのやり方では、旧町において北上地区でアクションのかけ過ぎというか、ちょっとそれで失敗してこじれて大分長年かかって統合してというふうなことがあったものですから、統合等についてはご存じのように地域住民の学校存続に対する論理があると思います。それから、委員会のほうとしては、委員会としての論理があって、そのところのかみ合わせが大切なのかなというふうに考えていますが、統合問題については少しこじれると実らないものもありますので、地域住民の意向に十分耳を傾けるとともに、こっちから出向いたときの、行った方々の姿勢も、はっきり申しますとより謙虚であってほしいと思います。そういった点、ご配慮をいただいて進めていただければなというふうに思います。

教育総務課長（吉田祐二君） その点につきましては、この基本方針を策定しまして、議会のほうにもお示した段階で、教育委員会といたしましては、この適正配置は機械的に準用するのではなくて、地区住民、保護者の方の求めに応じた中で個別に計画を策定して進めていくという答弁も差し上げておりますとおり、こちらのほうとしましては、統合ありきということではなくて、統合するための、ではどのような調整をしていけばいいのか、その意見交換をしながら、住民の方の意見、要望、そういったものに対してどのように教育委員会、市としておこたえできるのかも含めながらお互いに重ねながら進めていきたいという形でございますので、なお、今後も注意して進めていきたいと思っております。

委員長（阿部盛男君） よろしく願いいたします。それでは教育長どうぞ。

教育長（綿引雄一君） この教育懇談会については、教育総務課長の話したとおりであります。委員長の話を聞いて、やはり、座して待つということではなくて、そういう声とか、そういう雰囲気等が親御さんの中に生じている地区については、こちらから出向いて行ってアクションを起こしていかなければならないと思って今回やったわけでございます。それで、その時やっぱり、中心になるのは、例えば、防災施設として学校が必要だとかいろんな付随するご意見はございますが、しかし私はやっぱり将来の子たちの学びの形はどうあればいいのかと、そこが一番だと思っておりますので、つきましては、極小規模になった場合に、子どもたちの学習とか、あるいは社会性の育ちとか、そういう点でどうだろうか、そのことについて保護

者の方々が我が子の将来を考えた際に危惧の念を抱くというようなことなどがありますので、つきましては、すぐ統合という話になりますと、また付随した問題もいろいろ出てきますので、まずもって、子どもたちがもう少し大きな集団で学び合うということを見せていく必要があるだろうと。つまり、交流学习とか、交流活動、学校の条件等、あるいは保護者のそういう声等があった場合には、こちらで調整を図りながら進めていった中で、また保護者のご理解等を一層いただければ、後は、やっぱり子どもたちの学びのためにはもう少し大きい集団がいいというような合意形成ができるあたりを見計らってといたしますか、そういう声が出てくれば統合という話も比較的スムーズにいくのではないかなと思っております。

前段として、そういう交流学习、交流活動の手だてを講じることができればしていきたいと考えておるところでございます。

委員長（阿部盛男君） よろしく願いいたします。

関連して何かございませんでしょうか。

（発言する者なし）

平成22年度教育費に係る12月補正予算要求について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

平成22年度教育費に係る12月補正予算要求について、教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長（吉田祐二君） それでは、平成22年度教育費に係る12月補正予算の要求について報告いたします。

表紙番号1の1ページをごらん願います。

本報告につきましては、平成22年石巻市議会第4回定例会へ上程を行うため、現在、事務局で編成作業を行っている教育費関連の予算要求案を報告するものであります。

要求の概要は、小・中学校の施設維持整備費で、小学校の6校舎、12運動場、中学校の4校舎、3運動場の耐震補強設計業務及び事前調査の費用を要求しております。

給食センター運営費で、重油価格の高騰に伴う燃料費、施設や備品の修繕費で、不足が見込まれる費用を要求しております。

視聴覚センター運営費で、今年度の予算執行残額の減額を要求しております。

通常であれば、年度末の補正時に減額を実施するのが通例となっておりますが、東松島市及び女川町からの負担金との関連があるため、今回要求しております。

そのほか、総合体育館及び文化センターの指定管理の契約手続きのため債務負担行為を設定

しようとするものであります。

以上が12月補正要求の概要となっておりますが、要求内容及び要求額につきましては現時点の内容であり、今後の編成作業の過程で変更となる可能性がありますので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対してご質問ございましたらどうぞ、
ございませんか。

（発言する者なし）

市立高等学校統合事業の実施に伴う整備基本計画の策定について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

次は、市立高等学校統合事業の実施に伴う整備基本計画の策定について、学校教育課長から
お願いします。

学校教育課長（山田元郎君） それでは、市立高等学校統合事業の実施に伴う整備基本計画
の策定についてご説明申し上げます。

特に資料はございません。

この整備基本計画については、現在、統合準備委員会を中心に進めておるところですが、市立高等学校統合事業につきまして、整備事業を着実に実施するとともに、事業の進行管理をしっかりと行うことを目的に策定することといたしました。整備基本計画の内容といたしましては、委員会等で検討した整備事業の内容をもとに新統合高校の概要、整備全体のスケジュール、施設の配置計画などを載せる予定となっております。また、策定業務につきましては、委託事業として考えており、平成23年度当初予算に計上する予定となっております。

なお、整備基本計画の策定は、石巻市総合計画の実施計画に、平成23年度事業として掲載される予定となっております。

以上、ご報告申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質問ございましたら、
ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、これに関連したことにつきましては、先の委員協議会で現在の進捗状況を詳細に報告いただいておりますので、再度不明な点ございましたら資料等ご

らんいただいて、また質問等していただければと思います。

石巻市総合体育館の指定管理者について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

次に、石巻市総合体育館の指定管理者について、体育振興課長からお願いいたします。

参事兼体育振興課長（佐藤 久君） それでは、石巻市総合体育館の指定管理についてご説明、ご報告申し上げます。

先の22年の市議会第3回定例会におきまして、石巻市総合体育館条例の全部改正を提案して可決されております。これにつきましては、先の第9回の教育委員会の定例会でも報告済みでございます。今後の予定としましては、先ほど、12月の第4回定例会で提案予定でございます債務負担行為、指定管理者の指定として、非公募で特定非営利活動法人の石巻市体育協会を候補者として選定しております。

期間でございますが、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間で予定しております。

定例議会で承認されました後に、あと、指定管理者の通知及び指定の告示を行います。その後、平成23年の第1回定例会で、平成23年度の当初予算で指定管理委託料を提案する予定でございます。その後、平成23年の3月中旬に基本協定書の締結、年度協定書の締結をする予定になってございます。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質問ございましたら。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

石巻文化センターの指定管理者について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

石巻文化センターの指定管理者について、歴史文化資料展示施設整備対策室長からお願いいたします。

歴史文化資料展示施設整備対策室長補佐（岡 道夫君） 初めに、当室長が、同じ時間で会議がございまして、そちらに出席しております。室長補佐の岡からご報告させていただきます。

石巻文化センターの指定管理者について、石巻文化センターにつきましては、平成18年4月

1日から5年間、財団法人石巻文化スポーツ振興公社が指定管理を行ってまいりました。その期間が平成23年3月31日をもって満了となりますことから、新たに指定管理者を選定するものでありますけれども、施設の性格や機能、それからこれまでの管理運営の実績から、安定したサービス提供が可能であると判断し、石巻市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づきまして、公募することなく、引き続き財団法人石巻文化スポーツ振興公社を指定管理の候補とするものであります。

指定管理の期間であります。ご承知のとおり平成23年6月から予定しております石巻文化センターの改修工事、その工事に伴う休館、それから平成24年度以降の管理内容が現状から大きく変わるということがございますので、指定管理の期間を暫定的に平成24年3月31日までの1年間と予定しております。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対してご質問ございましたらどうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

石巻城跡の発掘調査結果について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

石巻城跡の発掘調査結果について、引き続きお願いいたします。

歴史文化資料展示施設整備対策室長補佐（岡 道夫君） それでは石巻城跡の発掘調査の報告についてであります。初めに専門用語がありますので、ホワイトボードを使用させていただいて若干ご説明させていただきます。

まず初めにお断りしておきますけれども、皆さんお城の跡と言いますと、例えば福島の会津若松城、それから世界遺産の姫路城ですとか、そういった建物のように石垣を組んで天守閣をつくるような城というイメージを持たれる方が多いんですが、この石巻城跡については、そういった城の姿が完成する前の、もっと簡易的なお城であるということをご了承いただきたいと思っております。それで、この後、ご説明するに当たりまして、専門用語として空堀という言葉と土塁という言葉を何度か使わせていただきます。それについて初めにご説明させていただきます。

（ホワイトボードにより説明）

この2つとも敵の侵入を防御するための防御施設です。空堀というのは、字で書きますと空の堀、水が入っていない堀というふうに考えていただいて結構です。単純に、普通の地面を、

この部分を城の外側だとすると、敵がこう侵入し、攻めてくると。それをこの部分に堀を掘ることによって、真っすぐ攻められないようにするという施設です。それから土塁というのは、この掘った土を城の内側に合わせてこういうふう盛り上げて、土手のようにする防御施設です。こうすることによって、そこに侵入してくるのに当たって、一番上までの高さが倍になるというふうに考えていただいてもいいと思います。それから、空堀の幅というのは、とりあえずこの間の幅と、それから深さもこちらの内側のこの深さというふうにご了解いただきたいと思います。それでは資料に基づきましてご報告させていただきます。

資料としてお手元にA3、2つ折りの資料を配付させていただきました。文書の内容につきましては後でごゆっくり読んでいただければなと思いますので、図面に基づきましてご説明させていただきます。

まず、石巻城とは何かというふうに言いますと、中世鎌倉時代から南北朝、室町時代の終わりにかけまして石巻地方は牡鹿郡という郡でした。その当時、源頼朝が鎌倉幕府を開きますが、その家人として葛西三郎清重という人間が、この石巻地方の牡鹿郡、それから平泉のあります、俗にいう奥6郡、飛び地として牡鹿郡を拝領しております。長い間、この日和山にあったお城が葛西清重の居城であるというふうに言い伝えられておりました。これまで、発掘調査として昭和58年、平成9年に発掘調査を実施しております。昭和58年に調査した場所というのが裏面の第2図というところにあります。ちょうど昭和58年調査地点と黒く塗ってあるところ、こちらが昭和58年の調査地点です。この際には直接地面に穴を掘って太い柱を埋めてつくった建物、これを掘立て柱建物跡というふうに言いますが、その建物跡が3棟検出されました。それから平成9年には、同じ第2図の上のほうに黒いY字型の塗りつぶしたところがありますが、この地点から先ほど説明いたしました空堀、それからそれに伴った土塁が発掘調査の結果で確認されております。その時には、限定された地域でありましたので、この左側の曲がった部分、これがどういうふうに延びていくのかと、その想定ラインというのがこのまま真っすぐおりてくるんだろうということで、今回調査したのがちょうど真ん中の で囲んだ部分、この範囲を発掘調査しております。この発掘調査原因は、本市の建設部が計画しております日和山公園整備工事に伴う緊急調査ということでございます。その結果として、幅4メートル、深さ2メートルの空堀を確認いたしました。その空堀の掘り方、それから規模、これにつきまして、平成9年に調査した空堀とほぼ同じ状況であったということから、このまま真っすぐ延びていって、その北側の空堀に接続するものというふうに考えております。この空堀のつくられた時期というのは、今のところ出土遺物が一つもないものですから、特定することはできません。ただし、

平成9年に発掘調査した時の、特に土塁のつくり方、これがやはり中世鎌倉時代、室町時代のつくられる土塁の特徴的なつくり方でつくられていたと。その土塁はずっと残っていたのではなくて、後でつくりかえられて、経塚として利用されていたと。この経塚というのは江戸時代のものというふうに特定しております。その経塚から近世のかめの破片、それから近世の石碑が発見されているということから考えて、この土塁のつくられた年代は、その江戸時代より以前であるということから、中世の城館の遺構であるというふうに認定しております。この調査の結果、この空堀と土塁が鹿島御児神社の建つ日和山の再考証、これを取り囲むようにして掘られていたと。そのことから考えて、このお城の中心的な施設がこの堀の内側にあったというふうに考えられる内容になっております。

それから、これが内側の施設だというふうに我々は認識しております。昭和58年に見つかった建物がありますけれども、西側にどれだけ広がるのか、その西側を区画する、やはり空堀とか土塁、そういったものがどこかにあったというふうに想定しておりますが、現在のところ、それは不明ということです。

以上、簡単にご報告させていただきました。

委員長（阿部盛男君） ご質問ございましたらどうぞ。

この遺構、引き続き発掘調査をやっていくわけですか。

歴史文化資料展示施設整備対策室長補佐（岡 道夫君） 先ほどもご説明いたしましたとおり、今回の発掘調査は研究目的ではなく、日和山の公園整備に伴う発掘調査ということで、今回発掘調査した範囲が工事の計画範囲ということでございますので、この先、継続的な発掘というのは現在のところ予定しておりません。

委員長（阿部盛男君） わかりました。

そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それではないようですので、これで一般事務報告を終了いたします。

報告第14号 専決処分の報告について

委員長（阿部盛男君） 続いて、報告事項に入ります。

報告第14号専決処分の報告についてのうち、専決第19号 石巻市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び石巻市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。教育総務課長。

教育総務課長（吉田祐二君） 報告第14号 専決処分の報告についてのうち、専決第19号 石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び石巻市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本報告につきましては、石巻市長から教育委員会に条例案に対する意見を求められ、異議のない旨を専決処分し回答いたしておりますので報告するものでございます。

なお、本条例案につきましては、11月22日開催の市議会第5回臨時会において可決しております。

表紙番号1の2ページから5ページ、あわせて表紙番号2の条例新旧対照表等の1ページから2ページをごらん願います。

特別職の期末手当につきましては、これまで国の指定職俸給表が適用される国家公務員に準じてきましたことから、本年度の人事院勧告に準じ、支給割合を引き下げたものであります。

次に、条文についてご説明申し上げます。

第1条及び第2条は、石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

まず、第1条では、市長及び副市長の本年12月の期末手当の支給割合を100分の150に引き下げするものであります。第2条では、市長及び副市長の平成23年度以後の期末手当について、6月の支給割合を100分の140に、12月の支給割合を100分の155に改めるものであります。これにより、今年度から市長及び副市長の期末手当は、年間3.1月から0.15月引き下げ、2.95月とするものであります。

次に、第3条及び第4条は、石巻市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するものであります。

まず、第3条では、教育長の本年12月の期末手当の支給割合を100分の150に引き下げするものであります。第4条では、教育長の平成23年度以後の期末手当について、6月の支給割合を100分の140に、12月の支給割合を100分の155に改めるものであります。

これにより、今年度から教育長の期末手当は、年間3.1月から0.15月引き下げ、2.95月とするものであります。

次に、附則であります。第1条及び第3条の規定は、平成22年12月1日から、第2条及び第4条の規定は平成23年4月1日から施行するものであります。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) それでは、次にまいります。

報告第14号 専決処分の報告についてのうち、専決第20号 平成22年度石巻市一般会計補正予算(第4号)(教育委員会の事務に係る部分)について報告を受けたいと思います。事務局長からお願いします。

事務局長(今野慶正君) それでは、報告第14号 専決処分の報告についてのうち、専決第20号 平成22年度石巻市一般会計補正予算(第4号)(教育委員会の事務に係る部分)についてご報告を申し上げます。

本報告につきましては、専決第19号同様、平成22年市議会第5回臨時会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、異議のない旨を専決処分し回答いたしておりますことから、今回報告するものでございます。

なお、本予算案につきましては、11月22日に開催されました市議会第5回臨時会において可決しております。

その内容でございますが、別冊1の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正前の額に1,432万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ68億2,217万2,000円とするものでございます。

その内容につきましては、専決第19号でご説明いたしました、人事院勧告等に基づく特別職の期末手当、職員給与の改定及び職員の異動に伴う人件費を措置したものであり、給与月額の前平均1.9%引き下げ及び期末勤勉手当について年間0.2カ月分引き下げするものであります。また、50歳代後半層の給与を1.5%削減するものであります。

なお、歳出の各款項別補正額につきましては、人件費に係る細部内訳でございますので、説明については省略させていただくことをご了承願います。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。

委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

報告第15号 専決処分の報告について

委員長(阿部盛男君) それでは、次にまいります。

報告第15号 専決処分の報告について、専決第21号 教育財産の取得を申し出ることについて報告を受けたいと思います。歴史文化資料展示施設整備対策室長補佐、お願いします。

歴史文化資料展示施設整備対策室長補佐（岡 道夫君） それでは、報告第15号 専決処分の報告について、専決第21号 教育財産の取得を申し出ることについてご報告させていただきます。

表紙番号1の7ページをごらんいただきたいと思います。

この財産の取得につきましては、国指定名勝齋藤氏庭園買上事業に係る教育財産の取得の申し出でございます。本事業につきましては、平成22年石巻市議会第3回定例会において予算の議決を得、11月1日付で文化庁から補助事業としての交付決定を受けましたことから、国指定名勝齋藤氏庭園の土地及び庭園内の建造物、その他石造物や植木類などの売買契約が必要になりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条第3号及び第28条の規定に基づき、教育財産の取得について市長に申し出したものであります。

この財産の取得につきましては、石巻市議会の議決を必要とすることから、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1号の規定により教育長の専決処分とし、同条第2項の規定に基づき報告させていただくものであります。

それでは申し出した財産についてご説明申し上げます。

資料番号1の8ページをごらんいただきたいと思います。

今回申し出した財産につきましては、土地が8筆、合計で2万7,276.83平米。それから、指定地内にあります住宅や土蔵等、18棟。それから、庭園を構成する重要な要素であります植木、それから灯籠などの石造物。それから庭石、それらが売買契約の対象となります。

なお、去る11月19日、宮城県庁におきまして所有者であります齋藤氏と仮契約を締結いたしましたことを申し添えます。

なお、今後につきましては、石巻市議会第4回定例会において財産の取得の議決を得次第、本契約の締結という予定となっております。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。

委員（佐藤公美君） 参考までに、今回は、土地建物、樹木とかでしたけれども、見学させていただいた時に、蔵の中とかにいろんなものがありましたけれども、そういうのは今後どうなるのか、見通しとかあるんでしょうか。

委員長（阿部盛男君） それでは室長補佐お願いします。

歴史文化資料展示施設整備対策室長補佐（岡 道夫君） 今回、不動産を中心に売買ということになっております。その中に展示してあるものにつきましては、公有化の補助対象外ということになっておりますが、齋藤氏庭園自体、内部の展示というものが必要になってくるわけでございますが、今後、この齋藤氏庭園の保存、修復、整備、活用のあり方について来年度以降に計画を策定する予定でございますので、その中で所有者とその詳細につきましては協議させていただきたいというふうに考えております。

委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

第45号議案 石巻市文化財保護補助金交付事業について

委員長（阿部盛男君） それでは、以上で報告事項を終了いたしまして、次に審議事項に入ります。

第45号議案 石巻市文化財保護補助金交付事業についてを議題といたします。

この議案につきましては、前回の定例会で可決しております。市の庁議での審議で一部修正されましたので、再度教育委員会の審議に付するものであります。

歴史文化資料展示施設整備対策室長補佐、引き続きお願いいたします。

歴史文化資料展示施設整備対策室長補佐（岡 道夫君） それでは、第45号議案 石巻市文化財保護補助金交付事業についてご説明申し上げます。

資料番号2の新旧対照表の3ページに従いましてご説明させていただきます。

本議案につきましては、今委員長からお話がありましてとおり、第10回の定例会において議決をいただいたものであります。ただし、庁議の審議の中で県、市の指定文化財の交付内容について、その表現方法が錯誤であるということが明らかになりまして、いずれも国指定文化財と同様、それぞれ補助対象金額の2分の1もしくは500万円のいずれか低いほうの額ということで統一して修正させていただきたいというものでございます。

なお、前回定例会の議案説明におきましては、その旨ご説明申し上げておりますが、当方の議案作成のミスによりまして再度ご審議をお願いすることになりましたことをおわび申し上げます。

よろしくご審議をお願いいたします。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) ないようでしたら、第45号議案については原案のとおり決することにしてよろしいですか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) 異議がございませんので、第45号議案は原案のとおり可決いたします。

以上で審議事項は終わります。

その他

委員長(阿部盛男君) その他のところに入ります。

まず、委員さん方から何かございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) それでは教育総務課長にご質問いたします。

来年度、湊にこども園を開設することになっておりますが、今、国のほうでも従来保育所と幼稚園の所管が厚生労働省と文部科学省で、なかなか密接な関係がとれない、しかしながら最近、一元化について、認定こども園の設置の進行状況に伴って看板を塗りかえてやりましたね。双方一本にしてやろうというふうなことで、というふうなことも考えますと、石巻市でもどうなのでしょう。現在、保育所は福祉部所管で、幼稚園は教育委員会ですが、湊こども園を第1号としてやっていく、今後またふえていくかもしれないとき、所管を一本化していくというふうな将来の展望はございますか。

教育総務課長(吉田祐二君) 私のほうも今、国の動向を注目しているといいますが、国では一本化する方向で、民主党の政策にも掲げてはおるんですが、その幼保一体化というものが、なかなか幼稚園側のお話しとか、いろんな立場でのお話しを受けた中で、やや後退したり、どこの方向に向かうのか、まだわからないものですから。国も、子ども家庭省ですか、何かそういった部分で一体化の方向を目指しているということですので、その方向が定まれば、私のほうも当然検討しなくてはいけないと思いますが、現段階ではまだそこまで具体的に詰めている状態ではございません。ただ、事業とすれば常に一体となった中で進めていくという方向性は持っておりますので、後は組織的なものにつきましては、どうしても国の動向を見なが

らということになりますので、ご了解いただければと思います。

委員長（阿部盛男君） わかりました。

学校教育課長にお聞きします。

教員免許の更新制、あの制度も揺れ動いてはおりますが、当面継続だというふうなことで。ただあの、あれは、35歳、45歳、55歳と教職員に就いてから10年目ごとでやっていくことになっていましたね。その年齢の誕生日の人たちが対象ですが。遺漏のなく受けておるでしょうか。というのは、もし忘れてたら失効して失職します。本人はそうなるんですが、現場ではまさか無免許の者というふうな形で置くわけにいかないとする、学校運営に支障を来すわけですね。そのところで、実施状況、受講状況ですね。どうでしょうか。

学校教育課長（山田元郎君） これについては、今、おっしゃるとおり当然失効された場合には教壇に立つことができないというわけですので、これでは大変なことだと思って、私たちも定期的に調査をしております。それで、現在のところ、一番おくられているのが、校長先生方だったんです。と申しますのは、管理職の場合には免除されるというところがありまして、その中で忘れていた方が何人かおりましたが、間違いなく1月30日を過ぎた時には石巻市で免許更新に該当する教職員については、すべて更新が終了となる見込みでございます。

委員長（阿部盛男君） 校長先生方の免許については、30時間ですか。それがいいんですね。そうしたとき、どういう手続を経て、更新したと同じような効力を発していくことになりますか。

学校教育課長（山田元郎君） 免許更新書類の中に、このような、県研修を受けない免除理由というのがあるんです。その中に管理職が入っています。ですから、教頭、校長については免許更新は免除されていることになっておりますので、その免除の申請をしていただければ30時間の更新はなくなって、ただし、更新がなくなったから終わりではないんです。必ず申請はしなくてはならない。その申請を忘れていた方が時々おられたということで、最終的には1月末現在でゼロになりますので、ご安心いただければと思っております。

委員長（阿部盛男君） 免許交付先は県教委でしたね。申請して承認をもらうということになるわけですね。現場の先生方は、どこかの大学で講座等を受けるということですが、インターネットとかでも受けている方はいるんですか。

学校教育課長（山田元郎君） 放送大学もございますし、さまざまところでやっております。宮城教育大学も当然やっておりますし、自分の出身大学で受けている方などもおります。ここで更新を受けられますよというふうなところの書類が次々に学校のほうに回ってくるわけ

ですけれども、その中で自分が行くのにふさわしい内容、つまり講義の内容、そして時期、そういうものを含めまして、大体皆さん選んでいるようでございます。

委員長（阿部盛男君）　そうですか。わかりました。

もう1点ですが、最近、高校入試の第1回の予備調査が出てごらんになったと思うんですが。どうも、我々が統合高校を考えていく上で、明るい数字ではちょっとないななんていうふうなことを思っているんですが。今、手元にある資料では、市女高の人文、2010年の第1回と比べて少し上がった。あと、生活と、女子商のほうが、落ちていっているというところなんです。ここで、女子商は23年度から1学級減の3学級、定員160が120になります。第1回調査ですけれども。1クラスに定員オーバーが8名しかいない、48名しか出願希望者がいないというこうした実態、昨年、ことし、そしてまた来年もと女子商の場合下降線をたどっているなというふうに思ってくるんです。そうしたとき、かつての市女高の国際教養の轍を踏むのではないかなと思っているんですが。先々のこともあれなのですが、今後の予備調査のことなどに注意を向けていかななくてはならないというふうに感じました。

以上です。

その他、局長、課長方でございますらどうぞ。

教育総務課長（吉田祐二君）　平成22年度の行政評価報告書についてご報告申し上げます。

平成22年度の教育委員会の活動状況に関する点検及び評価につきましては、7月29日開催の第7回教育委員会定例会において実施いたしましたところであります。

点検及び評価結果の市議会等への報告等につきましては、石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱第5条の規定により、市長の行政評価の結果の公表により行うこととしております。

今回、議案と一緒に平成22年度行政評価報告書を送付させていただいておりますが、市行政改革課において、今月11月19日付で同報告書を市議会に提出し、また、市ホームページにより公表されましたので報告させていただきます。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君）　点検評価について、市議会の了解を得た後で、一般に公表ということになりますか。

教育総務課長（吉田祐二君）　了解というより、今回、議会のほうにお示ししたのと同時に公表したという形になります。

委員長（阿部盛男君）　そうですか。

その他ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) ないようでしたら、次回の定例会の日程について事務局よりお願いいたします。

書記(大崎正吾君) それでは次回日程についてお知らせいたします。

次回12月の定例会につきましては、12月22日水曜日午後1時30分から、この場所で開催する予定でございます。よろしく願いいたします。

委員長(阿部盛男君) では、以上をもちまして、本日の定例会の一切を終了いたします。ありがとうございました。

午後 2時52分閉会

教育委員長 阿 部 盛 男

署名委員 佐 藤 公 美